

島嶼会館客室用テレビの購入仕様書

1 件名

島嶼会館客室用テレビ購入

2 納入場所

島嶼会館

東京都港区海岸一丁目 4 番 15 号

3 納入期限

令和 8 年 7 月 31 日

4 品名・種類・数量等

購入機器の仕様は、機器明細書のとおりとし、参考機種と同等以上とする。

なお、機器明細書の要件を満たすものであれば、他メーカーの製品でも可とするので、同等品であることを証明する書類を提出すること。

同等品を提案する場合は、希望機種との仕様比較表を提出すること。

5 設置及び既設機器の撤去

購入する機器の運送及び設置・調整・受信設定、既設機器の撤去に関わる費用は納入業者の負担で行うこと。梱包材・緩衝材の回収も行うこと。

* 地デジ・BS 放送が視聴できるよう受信設定

* 撤去には既設テレビの他、有料放送券売機（2 台）を含む

6 納入後のアフタフォローについて

(1) 納入後に発生した初期不良機器は、新品同機種に交換すること。

(2) 納入機器の保証期間は、納入日から無償保証期間終了までとする。

7 支払方法

支払いは、東京都島嶼町村一部事務組合（以下「組合」という。）の担当職員による検査完了後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

8 一般事項

(1) 業務に使用する機材及び材料等は、品質の良好なものを使用することとし、受注者が用意するものとする。

(2) 業務実施に際しては、当該業務に関する技能及び知識を有する者が行うものとする。

(3) 納入、組立及び設置にあたっては発注者の指示に従うこと。

(4) 搬入にあたっては、各設置場所の床、壁及び扉その他関係する箇所には適宜養生を行い、搬入に際し建物又は既存物品を破損又は汚損した場合には現状復帰するものとし、その費用はすべて受注者の負担とする。

9 その他

(1) 契約価格については、本業務に要する一切の費用を含めること。

- (2) 本契約で知り得た情報は守秘義務を厳守し、第三者に開示、漏洩し又は他の目的に使用してはならない。
- (3) 業務実施日については、本組合との打ち合わせにより決めるものとする。
- (4) 作業時間については、午前 10 時から午後 2 時を基本とする。但し、作業日の客室状況により午前 9 時から午後 5 時迄作業可能とする。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、本組合と受託者の協議により定めるものとする。

機器明細書

品名	規格	数量
スマートテレビ (新品)	<ul style="list-style-type: none"> ① 画面サイズ：32 型 ② ディスプレイ解像度：1920x1080 以上 ③ フルハイビジョン液晶パネル ④ テレビ入力：地上デジタル、CS・BS ⑤ HDMI：2.1×2(eARC /ARC)ARC は 1 口 ⑥ ビデオ入力：映像、音声 LR (RCA) ⑦ 1 年以上の無償保証期間を有するもの ⑧ インターネット配信動画受信機能を有するもの 参考品 ※以下製品、又は仕様書に対して同等以上のスペックを有する製品。 Hisense32C35R	90 台